

後期高齢者医療保険制度の保険料

元被扶養者の方（後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方）や所得の低い方への保険料の軽減特例措置は、平成29年度から世代間・世代内の負担公平等の観点から段階的に見直されています。

元被扶養者の方への均等割額軽減特例措置

平成30年度は特例措置として、制度の加入期間にかかわらず、均等割額が5割軽減されていましたが、平成31年度以降は制度加入後2年間は5割軽減となります。

所得の低い方への均等割額軽減特例措置

本来7割軽減のところ特例措置として、平成30年度まで9割軽減、8.5割軽減となっていました。9割軽減に該当する方は、基本的に介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象（ただし、被保険者本人や同じ世帯の方に、市民税が課税され

ている方がいる場合は、対象外です）となることから、平成31年度は8割軽減に見直されます。

	平成 30 年度	平成 31 年度
軽減割合	9 割軽減	8 割軽減
	8.5 割軽減	8.5 割軽減※

※8.5割軽減対象の方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年度は8.5割軽減に据え置きます。

軽減判定所得基準の拡充について

均等割軽減の対象となる世帯（被保険者全員と世帯主）の軽減判定所得基準が拡充され、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27.5万円から28万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が50万円から51万円に引き上げられます。

■問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
総務課 ☎(32)8891

児童福祉週間

～その気持ち 誰かを笑顔にさせる種～

児童福祉の向上を図るため、毎年こどもの日から1週間は児童福祉週間です。

社会全体が一体となって、夢や希望をもちながら安心して子育てのできる環境作りを真剣に考え、子どもの健やかな成長とともに考えていきましょう。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

子育て出前サロン「ほほえみ」

地域子育て支援センターでは、児童館と共催で地域の児童館に出向いて子育て出前サロン「ほほえみ」を行います。

手遊び、絵本の読み聞かせ、ふれあい遊びなど、親子に遊びの支援をします。また、保護者の皆さんがお子さんを遊ばせながら、気軽におしゃべりや育児情報の交換ができます。事前の申し込みは不要ですので、当日に児童館にお越しください。

■対象者 未就学児とその保護者

■開催場所 国分寺東児童館

■開催日時 5月24日(金)

午前10時～11時

■内容 音が出るおもちゃを作って遊ぶ

■問い合わせ先

子育て支援センターゆりかご ☎(48)5530

広報しもつけへのご意見を募集しています

郵便はがき



料金受取人払郵便

3 2 9 0 4 9 0

下野小金井局
承認
313

差出有効期間
令和2年8月
31日まで
切手は不要です

(受取人)

栃木県下野市笹原26

下野市 総合政策課 行



ご住所 〒

下野市

フリガナ
お名前

電話

年齢

歳

性別 男 ・ 女